

岐阜市デマンド型乗合タクシー運行事業者公募要項

令和 7 年 1 月 2 日

岐 阜 市

公 募 要 項

第1 趣旨

本市では、公共交通とまちづくりが連携した持続可能な地域公共交通の構築を基本方針とした岐阜市総合交通計画を策定し、持続可能で利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成や地域公共交通の利用促進に取り組んでいる。バス交通を核とする本市の公共交通は、人口減少・高齢化が進む中で、従来の通勤・通学に加え、高齢者を含めた日常の暮らしにも対応した人口減少時代に合った地域公共交通が必要とされており、人口減少下のまちづくりを支える交通体系の実現等が課題となっている。

これらのことから、本市では、地域住民・行政・交通事業者が一体となった「市民協働の手づくりコミュニティバス」の運行を実施し、路線バスを補完し、地域内における日常生活の移動の確保を目指している。

本公募は、方県・網代地区で運行するデマンド型乗合タクシーについて運行事業者の公募を行い、民間のノウハウを活用し、効率的で費用対効果の高いデマンド型乗合タクシーの運行を図るものである。

第2 公募内容

1 事業名

岐阜市デマンド型乗合タクシー運行事業

2 基本方針

運行経費単価（1便当たりの経費をいう。以下同じ。）等の基本事項、法令遵守事項、安全性・信頼性・利便性事項等について審査し、運行事業者1者を選定する。

3 運行条件

（1）協定の締結

企画提案に基づき、運行内容を定める運行協定及び運行経費単価を定める運行経費単価協定を締結するものとする。なお、運行協定及び運行経費単価協定の内容は別紙「標準協定」による。

（2）運行地区

方県・網代地区

（3）協定有効期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

（4）運行内容

・主系統（網代地区）、副系統（方県地区）の2系統とし、毎日、午前7時00分

から午後5時30分までの間で、各系統9便運行する。

- ・道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（同法第4条第1項の許可を受けた事業に限る。）のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号に規定する区域運行とする。
- ・運行方式は、自由経路ミーティングポイント型デマンド運行とする。ただし、便ごとの運行方向及び運行時間は別紙「ルート・ダイヤ」のとおりとする。
- ・予約システムは、MONETシステムを使用する。なお、同システムには車載器及び車載用タブレット、予約アプリ、管理Web等が含まれる。
- ・予約は電話又はアプリ予約とし、運行事業者が予約を受け付ける。なお、予約期日は電話予約の場合は乗車時間の90分前まで、アプリ予約は前日午後5時までとし、1便につき1人でも予約があれば運行するが、予約がない便は運行しない。

(5) 車両

- ・特定大型車（ジャンボタクシー）・・・乗車定員9名（運転手を除く。）
- ・普通車（ユニバーサルデザインタクシー等）・・・乗車定員4名（運転手を除く。）
- ・各系統1台を想定しているが、乗車定員を超過する予約があった便については、続行便（普通車を想定。）を運行するなど、極力積み残しのないようにすること。
- ・日によって運行車両が異なってもよい（車両固定ではない。）。

(6) 経費見積り方式

- ・特定大型車、普通車それぞれ1便当たりの運行経費（収入額は考慮しない。）を記載する。
- ・運行経費には予約オペレーションや書類作成等の諸経費を含む。
- ・予約システム導入費用・使用料は含めない。
- ・見積額は消費税抜きとする。

(7) 予定運行経費単価

- ・特定大型車 8,000円／便（税抜き）以下
- ・普通車 6,000円／便（税抜き）以下
- ・主系統、副系統それぞれ1日4便程度の稼働を見込んだ金額

(8) 補助金

- ・運行に要した費用に対して運賃等による収入が下回った場合、この差額に対して、岐阜市コミュニティバス運行補助金交付要綱（平成18年6月28日決裁）に基づき、予算の範囲内において補助する。
- ・運行に要した費用は、以下のアとイの合計額とする。
ア 上記（7）の1便当たりの運行経費に運行回数（実稼働）を乗じて得た額
イ 予約システム導入費用・使用料

- なお、予約がなく運行しなかった便については、経費は発生しないものとし、
続行便については運行回数に含めるものとする。
- ・車両点検等のためジャンボタクシーを運行せず、セダン2台を運行した場合においては、ジャンボタクシー1台の運行経費で計算するものとする。

(9) その他

- ・運行に必要な許認可等の手続については、運行事業者の責任において運行開始前までに確実に行うこととし、運行が円滑に行われるようすること。
- ・運行期間中、運行計画の変更（運行時刻、停留所の増減、位置の変更等）が生じた場合は対応するよう努めること。
- ・車いす利用者からの予約があった場合は、ユニバーサルデザインタクシーを使用するなど配慮をすること。

4 応募資格

応募できる事業者は、道路運送法第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受け、岐阜市内に営業所を有する者であること。

なお、運送の種類は道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業のうち、道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行である。

第3 スケジュール

1 応募期間

令和7年12月3日（水）から令和7年12月23日（火）まで
※この期間内において、公募説明会の開催及び質疑応答を行う。

2 運行事業者の審査及び選定

令和8年1月中旬

3 運行事業者の決定

令和8年1月下旬

4 運行協定及び運行単価協定の締結

令和8年3月下旬

5 運行開始

令和8年4月1日（水）

第4 応募手続

1 公募の周知

本公募は、公告及び市ホームページへの掲載等により周知する。

2 公募要項の配布

本要項は、市ホームページへの掲載のほか、岐阜市都市建設部交通政策課（岐阜市司町40番地1 岐阜市役所本庁舎15階）にて、本公募への応募を予定する者に対して配布する。

3 公募説明会

（1）開催日時及び場所

日時：令和7年12月9日（火）10時00分から10時30分まで

場所：岐阜市役所本庁舎16階 16-1会議室

（2）公募説明会への出席

本公募への応募を予定する者は、極力、本説明会に出席すること。

なお、説明会への出席は、岐阜市デマンド型乗合タクシー運行事業者公募説明会出席申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、令和7年12月5日（金）までに事務局あて、電子メールにて送付すること。

4 質疑応答

本公募に関する質疑応答は、次に掲げる方法により行う。

（1）本公募への応募を予定する者は、岐阜市デマンド型乗合タクシー運行事業者公に係る質疑書（様式第2号。以下「質疑書」という。）を提出することができる。

（2）質疑書を提出する者は、質疑書に必要事項を記入の上、令和7年12月11日（木）までに事務局あて、持参又は電子メールにより提出すること。

（3）口頭又は電話による質疑は、原則として受け付けないものとする。

（4）質疑書に対する質疑応答書は、令和7年12月15日（月）までに、原則として質疑書を提出した者及び公募説明会へ出席した者に対して、電子メールにて送付する。

（5）質疑応答書は、本要項記載事項の追加又は訂正とみなす場合がある。この場合において、その旨を原則として質疑書を提出した者及び公募説明会へ出席した者に対して通知する。

5 応募書類等

（1）提出書類

本公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、別表1に掲げる書類を提出すること。

（2）提出期限

令和7年12月23日（火）

（3）その他

- 企画提案書は、わかりやすく簡潔に記載すること。

- ・運行経費単価見積書及び収支計画書は、定型封筒に入れ、糊で閉じて上下2箇所に封印し、提出すること。
- ・応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類等は、返却しないものとする。
- ・提出された書類等の内容について、公表する場合がある。
- ・企画提案書の内容について提出後の変更は、原則として認めない。

第5 審査及び選定

1 選定方法

運行事業者の選定は、次に掲げる方法により行う。

ア 応募者からの提出書類に対し、ヒアリングを踏まえた総合的な審査を行い、運行事業者を選定する。

イ 運行事業者の選定は、岐阜市コミュニティバス運行事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、岐阜市コミュニティバス運行事業者選定要領に定める規定に沿って非公開で行う。

ウ 選定委員会における評価値の算出のための計算式は非公開とし、算出結果に対する異議は受け付けないものとする。

2 ヒアリングの実施

応募者からの提出書類等に対し、整合性の確認等のため市による事前ヒアリングを実施するとともに、審査及び選定の参考とするため、選定委員会において応募者に対するヒアリングを実施する。

なお、事前ヒアリングの実施日時及び選定委員会の開催日時は、別途通知する。

3 審査事項

選定委員会における審査事項は、別表2に掲げる項目とする。

4 選定結果の通知及び公表

運行事業者の選定後、文書にて応募者全員に選定結果を通知するとともに、市ホームページにて運行経費単価の見積額及び選定委員会における評価値を公表する。

第6 留意事項

1 選定等の取消し

次に掲げるいずれかに該当する者は、応募の受理、選定等を取り消すものとする。

- ・書類等の提出が期限に遅れた者
- ・提出書類等に虚偽の内容を記載した者
- ・審査又は選定に影響を与えるよう、故意に工作を行った者
- ・本要項に定める手続以外の方法により、直接又は間接を問わず、事務局又は

- 関係者に情報の提供等を求めた者
・その他適切な審査又は選定を妨害した者

第7 主催者及び事務局

1 主催者

岐阜市

2 事務局

岐阜市都市建設部交通政策課

所在地 : 〒500-8701 岐阜市司町40番地1

電話番号 : 058-214-2017

FAX : 058-262-0512

E-mail : koutsuu@city.gifu.gifu.jp

別表1（提出書類）

| 提出書類 | 内 容 |
|---------------|--|
| 応募申込書 | 1 応募申込書（様式第3号） |
| 企画提案書 | 1 運行計画の概要及び事業の実施方針 2 運行執行表及び運行ダイヤ 3 運賃収受（運賃収受方法及び精算体制） 4 運行車両及び配車計画 5 運行管理体制（運行管理及び運転等に従事する人員体制）※点呼時における運転者のアルコールチェックについて詳細な実施方法・手順を記載した書類の提出が必要 6 整備管理体制 7 緊急時の体制確保（緊急時の連絡体制、予備車両及び交代運転手） 8 運行上の安全対策 9 運行開始までに行う諸手続等の業務スケジュール 10 乗合輸送の運行実績がある場合はその業務概要 11 別表2に掲げる審査事項を確認できるもの（1から10までの内容と重複する事項は除く。）※該当する取り組みがない事項は提出不要 |
| 運行経費単価 見積書 | 1 1便当たりの運行経費 |
| 収支計画書 | 1 運行経費単価の内訳 2 収入見込額 |
| 添付書類 | 1 定款 2 商業登記簿謄本 3 道路運送法第4条第1項に規定する許可を有することを証明できる書類の写し 4 会社案内等の法人の概要がわかるもの 5 直近の貸借対照表及び損益計算書 |
| 運行車両証明 | 1 本事業に使用する車両の写真及び車検証の写し（本書類提出時に車両を有している場合に限る。） 2 納入日が示された本事業に使用する車両の発注書等の運行開始前までに車両を調えることができる事を証する書類（本書類提出時に車両を有していない場合に限る。） |
| その他 | 1 審査及び選定に必要と市が認めるもの |

※提出部数は、応募地区1地区につき紙面印刷1部及び電子データ一式とする。

※様式の定めのない書類は、A4版規格で作成すること。

※電子データは、PDF形式にて提出書類ごとに1つのファイルにまとめること。

※運行車両証明は、選定された運行事業者のみの提出とし、選定結果の通知の日から7日以内（土日祝休日を除く。）に提出すること。

別表2（審査事項）

| 評価項目 | 内 容 |
|---------------|--|
| 基本事項 | 運行経費単価 市が算出した予定運行経費と比較して低く見積もられているか |
| | 運行条件 市が示す運行条件が確保されているか |
| | 運賃収受 適正な運賃収受が行われるか |
| 法令遵守事項 | 運行管理体制 安全運行が確保できる適切な運行管理体制が確保されているか |
| | 整備管理体制 安全運行に資する車両整備が適切に行われる整備管理体制が確保されているか |
| | 緊急時の体制 車両故障や運転者に欠損が生じた場合においても対応できる予備車両の確保及び交代運転者の確保がされているか 災害時等に対応できる緊急連絡体制が確保されているか |
| | 法令遵守 直近1年間に自動車事故報告規則に基づく重大事故等を起こしていないか等の法令遵守を徹底しているか |
| 安全性・信頼性・利便性事項 | 輸送実績 乗合輸送の実績を有しているか |
| | 健康管理 産業医の適切な健康管理指導体制が確保されているか |
| | 安全・接遇教育 法令遵守及び事故防止教育が徹底されているか 利用者が安心して利用できる接遇教育を徹底しているか |
| | 特定の運転者に対する指導・監督 特定の運転者（死者、負傷者が生じた事故を起こした者、運転者として新たに雇い入れた者、又は高齢者（65歳以上の者））に対して指導及び監督が徹底されているか |
| | 苦情の報告・内容の記録及び適切な対応 苦情を受けた場合に、その内容を記録するとともに、市に報告し、苦情者に対し適切かつ丁寧な対応と今後の安全・信頼性・利便性の向上に反映できる体制を整えているか |
| | 事業の継続性 長期間にわたり、事業を継続できる体制（経営状況、人員及び車両等）となっているか |
| | 質の高い予約オペレーション及び迅速・確実な配車 質の高い予約オペレーションを構築しているとともに、予約があった場所に迅速かつ確実に配車できる体制を整えているか |
| | バリアフリー UDタクシーの活用をするなど、バリアフリーに配慮されているか |
| | ドライブレコナー等の安全装置の装着 事故防止、安全性の向上、事故時の適切な対応に繋がるドライブレコナー等を装着しているか |
| 利用促進の取組 | 相乗り率の向上や、利用促進につながる取組などの提案がなされているか |

岐阜市デマンド型乗合タクシー運行事業者公募説明会 出席申込書

(あて先)

岐 阜 市 長

下記のとおり、岐阜市デマンド型乗合タクシー運行事業者公募説明会への出席を申し込みます。

| | |
|-----|----------|
| 申込者 | (所在地) |
| | (法人名) |
| 出席者 | (職・氏名) |
| | (職・氏名) |
| 連絡先 | (電話番号) |
| | (FAX) |
| | (E-mail) |

(留意事項)

- 出席人数は、1社当たり2名を限度とします。
- 説明会では、本年度公募を行う地区の運行内容等について説明します。そのため、公募要項の詳細については説明を行いませんので、事前に内容を確認してください。
- 当日、説明内容に関する質疑は可能な範囲で受け付けますが、所定の書式により質疑書を提出してください。

岐阜市デマンド型乗合タクシー運行事業者公募に係る質疑書

(あて先)

岐 阜 市 長

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

当社は、岐阜市が実施する岐阜市デマンド型乗合タクシー運行事業者公募への応募を予定しておりますが、別紙のとおり不明な点がありますので、別紙質疑書を提出します。

質疑件数_____件

担当者連絡先

| | |
|-------------|--|
| 所 属 | |
| 氏 名 | |
| 電話番号 | |
| F A X | |
| E - m a i l | |

質 疑 書

法 人 名

| | |
|------|--------------------------|
| 質疑事項 | 公募要項関連項目 _____ 頁 _____ 行 |
| 質疑内容 | |

(留意事項)

- 1 質疑事項は1問1枚とし、できるだけ簡潔にまとめてください。
- 2 公募要項関連項目欄には、関連する公募要項記載事項の頁、行、項目等を記載してください。

応募申込書

(あて先)

岐阜市長

当社は、岐阜市が実施する岐阜市デマンド型乗合タクシー運行の趣旨を理解し、運行事業者公募に、必要書類を添えて応募します。

なお、当社は公募要項に記載の応募資格を満たしているとともに、運行事業者に決定した場合は、当社の責任において行政手続を行い、運行を遂行することを誓約します。

| | |
|-----|------------|
| 申込者 | (所在地) |
| | (法人名) |
| | (代表者 職・氏名) |
| 担当者 | (職・氏名) |
| | (電話番号) |
| | (FAX) |
| | (E-mail) |